

総務委員会会議録

日時 平成26年 6月30日(月) 開会時間 午前10時01分
閉会時間 午後 4時11分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 白壁 賢一
副委員長 高木 晴雄
委員 武川 勉 棚本 邦由 保延 実 山下 政樹
鈴木 幹夫 望月 利樹 安本 美紀

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

公安委員長 真田 幸子 警察本部長 真家 悟
警備部長 藤原 芳樹 交通部長 松原 茂雄 刑事部長 有泉 辰二美
警務部長 天野 賀仁 生活安全部長 古屋 一栄 総務室長 細入 浩幸
会計課長 窪田 圭一 警備第一課長 荒居 敏也 交通部参事官 篠原 義政
交通部次長 古屋 政博 捜査第一課長 鶴田 孝一 刑事部参事官 小林 仁志
警察学校長 古屋 清行 首席監察官 川崎 雅明 警務部参事官 市川 和彦
警務部参事官 岡田 寿雄 生活安全部参事官 三枝 義彦
地域課長 久保寺 哲哉 警備第二課長 加々美 誠 交通指導課長 島津 好夫
交通規制課長 初原 豊 運転免許課長 佐藤 秀徳 捜査第二課長 宮川 俊樹
組織犯罪対策課長 中島 義夫 監察課長 小林 敏廣 厚生課長 三浦 元彦
情報管理課長 古屋 秀敏 生活安全捜査課長 河西 昇
少年・女性安全対策課長 清水 雅仁 通信指令課長 久保田 兼一

知事政策局長 松谷 莊一 企画県民部長 堀内 浩将
リニア交通局長 小野 浩
知事政策局理事 市川 満 知事政策局次長 一瀬 文昭
知事政策局次長(広聴広報課長事務取扱) 茂手木 正人
政策参事 弦間 正仁 秘書課長 若林 一紀
行政改革推進課長 石原 啓史 富士山保全推進課長 泉 智徳
企画県民部理事 横森 梨枝子 企画県民部次長 桐原 篤
企画課長 宮沢 雅史 北富士演習場対策課長 志村 勇
情報政策課長 赤岡 重人 統計調査課長 竹中 洋
県民生活・男女参画課長 市川 美季 消費生活安全課長 古屋 久
生涯学習文化課長 内田 不二夫
リニア交通局次長 古屋 金正
リニア推進課長 岡 雄二 交通政策課長 広瀬 久文

総務部長 前 健一 会計管理者 堀内 久雄
人事委員会委員 中谷 恵三 代表監査委員 芦沢 幸彦
選挙管理委員会委員長 成澤 秀仁
総務部防災危機管理監 宮原 健一 総務部理事 石原 三義

総務部次長 伊藤 好彦 総務部次長(人事課長事務取扱) 小島 徹
 職員厚生課長 渡邊 一男 財政課長 田中 俊郎 税務課長 鷹野 正則
 管財課長 中澤 宏樹 私学文書課長 三井 孝夫 市町村課長 望月 幹也
 防災危機管理課長 山下 宏 消防保安室長 中野 修
 出納局次長(会計課長事務取扱) 小林 幸子 工事検査課長 丸山 正視
 人事委員会事務局長 原間 敏彦 人事委員会事務局次長 大塚 克秀
 監査委員事務局長 広瀬 正三 監査委員事務局次長 鈴木 明彦
 議会事務局次長(総務課長事務取扱) 佐野 光一

議題 (付託案件)

- 第100号 山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件
- 第103号 山梨県警察関係手数料条例中改正の件
- 第104号 山梨県県税条例中改正の件
- 第108号 平成26年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条継続費並びに第3条地方債の補正
- 承第1号 山梨県県税条例中改正の件

- 請願第23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の1
- 請願第23-13号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項の1及び2
- 請願第23-14号 「浜岡原発」の永久停止・廃炉を求める意見書採択を求めることについて
- 請願第23-15号 浜岡原子力発電所を永久停止(廃炉)にすることを求めることについて
- 請願第23-16号 山梨県議会議員の海外研修制度の廃止を求めることについて
- 請願第24-7号 「取り調べの全過程の可視化を求める意見書」の採択を求めることについて
- 請願第25-3号 地方自治と民主主義を守る立場から、沖縄全自治体の総意を尊重し、日本政府に対し、米軍新型輸送機オスプレイの配備撤回と全国での低空飛行訓練中止を求める意見書の提出を求めることについて
- 請願第25-10号 地方財政の充実・強化を図ることについて
- 請願第26-4号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書採択について
- 請願第26-5号 特定秘密保護法を撤廃する意見書提出を求めることについて
- 請願第26-7号 憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認に反対する意見書提出を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきもの、承認すべきものと決定した。
 また、請願については、いずれも継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、警察本部、知事政策局・企画県民部・リニア交通局、総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前10時1分から午前10時27分まで、警察本部関係、休憩をはさみ、午前10時50分から午前11時50分まで、知事政策局・企画

県民部・リニア交通局関係の審査を行い、休憩をはさみ午後1時30分から午後4時11分まで、途中休憩をはさみ総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 警察本部関係

第103号 山梨県警察関係手数料条例中改正の件

質疑

望月（利）委員 道路交通法の改正ということで、6月に公布された一定の病気等に係る運転者対策の推進を図るための規定が6月1日から施行されたという、御説明を受けました。その経緯についてまず教えてください。

佐藤運転免許課長 平成23年4月に栃木県鹿沼市内で、また、平成24年4月には京都市内で多数の死傷者を伴う交通事故が発生いたしました。これらの事故は運転者が意識障害を伴う発作を起こす持病について申告せずに運転免許証の更新をしていたことが明らかになったことから、遺族などからこれらの一定の病気等による事故を防止することが強く求められ、法改正に至ったものであります。内容につきましては、一定の病気に係る運転者の早期的確な把握と危険運転者の排除、本病気による取り消しを受けた運転者の免許再取得に関する負担の軽減などであります。

望月（利）委員 早期的確な把握という部分と、再取得に関する負担の軽減ということですが、その前の「一定の病気」という部分ですが、そのところ一定の病気とはどのような病気を指すのでしょうか。

佐藤運転免許課長 発作により意識障害や運動障害をもたらすなど、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として、主なものにつきましては、てんかん、躁鬱病、重度の眠気の症状を呈する睡眠障害、認知症、アルコール・麻薬等の中毒者などとなっております。

望月（利）委員 今お答えいただいた、てんかん、躁鬱病等々で一定の病気等にかかっている方は、全てもう一律に運転ができなくなるのでしょうか。

佐藤運転免許課長 一定の病気には脳、心臓及び心の疾患や麻痺等多岐にわたっております。全てが絶対禁止事項というわけではありません。その病気について専門的知識を持つ医師の診断をもとにして、公安委員会が運転免許の取得、停止、取り消しの適否についての判断をしていくものであります。

望月（利）委員 医師の診断により取得の継続について適否をとということではありますが、その取り消された方が再取得する際、先ほど試験内容が変更になったということ、手数料1,900円ということですが、従来の手続からどのように変わったのかお聞かせください。

佐藤運転免許課長 一定の病気等を理由として免許の取り消し処分を受けた場合、従前は教習所ま

たは公安委員会が行う一般試験により免許の取得をしておりましたが、6月1日より免許が取り消された日から起算して3年を経過しない方については、学科試験と技能試験が免除されることとなり、いわゆる「うっかり失効」と同じ手続で目の検査などの適性試験と講習のみで免許の再取得が可能になりました。ただし一定の病気に該当することを理由として免許を取り消した者のうち、免許を取り消された日より前の直近に停止された質問票等に虚偽の記載がある者、つまり病気にかかっているにもかかわらず、かかっていないと回答するなどの者です。次に、取り消し理由がアルコール、麻薬、大麻、アヘンまたは覚醒剤の中毒である者、これらについては学科・技能試験の免除が適用になりません。

望月（利）委員 フレキシブルに対応していただけるという御答弁だと思いますが、こういう一定の病気に陥る状況にはさまざまなものがあるかと思いますが、いろいろな部分で事故に至らないケースも含めて防止策についてどのように考え、対応をしていただけるのかお教えてください。

佐藤運転免許課長 この規定は一定の病気にかかっている者を早期に把握し、必要により危険運転者として排除することが目的でありますので、関係機関や医師会等と連携を図って適正な運用に努めるとともに、この規定により免許を取り消しとなり再取得可能となった場合には、再取得者の負担の軽減を図るなど、適正な運転者対策を推進してまいりたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第24-7号 「取り調べの全過程の可視化を求める意見書」の採択を求めることについて

意見 （「継続審査」と呼ぶ者あり）

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

所管事項質疑

(脱法ドラッグ等について)

高木副委員長

平成23年5月に稲川会の山梨一家が分裂し、抗争が始まって以来3年たちますが、問題の解決が図られておりません。そういった中において、今月、県警は組織犯罪の特捜員の指定式を行い、また、稲川会山梨一家の幹部らによる傷害事件がありましたけれども、いち早く検挙をしていただきました。これも私も県民の1人として非常に心強く、また感謝するところであります。

しかしながら、暴力団を壊滅させるのはなかなか難しい話ではあります。そのためには拳銃だとか武器の押収、取り締まり、そして暴力団の主な資金源となっております薬物の取り締まり強化も欠かせないと考えます。特にこの5月にCHAGE and ASKAのアスカの飛鳥容疑者の覚醒剤の使用による検挙がなされました。取り調べの中でこの薬の入手先が暴力団だということでありまして、薬物の密売によるこの資金が暴力団の大きな資金源となっております。このことは暴力団といえますか、悪の温床となり、また、さらに温めることにつながり、この対策はかなり強化を図らなければならないと思います。加えまして、近年、脱法ドラッグが誰にでも簡単に入手ができ、なおかつ使用ができるというふうなことでありますから、つい今月の6月24日でしたか、池袋におきます脱法ドラッグを使った男の運転する暴走車が多くの人を巻き込んで、そしてなおかつ死亡者も出るというふうな痛ましい事件が起きました。そこでお聞きいたしますが、本県において発生している薬物事件でですね、昨年と本年の直近の検挙、あるいは脱法ドラッグに対する取り組み、これについて伺います。

中島組織犯罪対策課長

本県における平成25年中の薬物事犯の検挙については総数で105件、80人であり、押収量につきましては覚醒剤約8.2グラム、乾燥大麻約0.7グラム、ケタミン約110グラムとなっております。また、本年5月末現在の薬物事犯の検挙については総数で42件、37人であり、押収量については覚醒剤が約11.2グラム、乾燥大麻約2.4グラムとなっており、覚醒剤事犯の検挙人員が全薬物事犯検挙人員の約9割を占めているという状況であります。

また、いわゆる「脱法ドラッグ」の検挙につきましては現在までありませんが、対策といたしましては関係機関と連携しながら、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動や麻薬覚醒剤乱用防止運動において、「脱法ドラッグ」も含めた薬物乱用防止活動を積極的に推進しており、特に中高生を対象とした薬物乱用防止教室においては、視聴覚教材等を利用いたしまして有効活用して実施しております。

高木副委員長

ただいまの御答弁で覚醒剤が占める割合が非常に大きいということがわかりましたけれども、例えばその使用者の年齢だとか、職業、男女比率、あるいはその人たちの再犯率、これについてお伺いいたします。

中島組織犯罪対策課長

まず平成25年中の覚醒剤取締法違反の検挙は72人で、男女別につきましては、男性は約8割の58人、女性は約2割の14人と男性が圧倒的に多くなっております。また、年齢的には30歳～49歳までの年齢層が46人と全体の約6割強を占めております。一方、少年の検挙につきましては、平成25年中及び平成26年5月末現在までありません。次に、職業につきましては72人の検挙者のうち無職が40人の過半数で圧倒的に多く、次いで建築労務者12人となっております。男性

では無職者32人、次いで建築労務者12人、女性では無職者8人、次いで風俗従業員が3人となっており、このように無職者の割合の多さを見ると、乱用による倦怠感、脱力感、妄想等の影響で仕事につくことができない状況にあることもうかがえます。覚醒剤事犯の再犯率につきましては、平成25年は全検挙者の約65%に当たる47人が再犯者であり、薬物に強い依存症があることを裏づけております。一方で約35%に当たる25人が新たに覚醒剤に手を染めた初犯者であり、薬物の危険性の広報啓発活動を強化して、1人でも多くの犯罪者を出さないことが急務であると考えております。

高木副委員長 今の県警の詳細なるデータ、1つの傾向があると思いますのでしっかり取り組みをしていただきたいと思います。特に本県では暴力団の抗争が先ほど言ったようにおさまっていません。そういった中で暴力団関係者の覚醒剤の取締法違反の検挙の状況についてお伺いしたいと思います。

中島組織犯罪対策課長

まず平成25年中の覚醒剤取締法違反の検挙人員のうちの暴力団関係者につきましては、26人で全体の約36%を占めております。覚醒剤の密売による違法収益は暴力団の資金源になっており、平成25年中も暴力団構成員である密売人6名を検挙するなどして暴力団に打撃を与えましたが、暴力団密売組織は乱用者を新たな密売人に仕立てるなどして補充し、依然として悪質・巧妙化の度合いを強めながら密売を継続している状況にあります。今後も引き続いて薬物供給源の遮断と需要の根絶を目指し、特に暴力団密売組織壊滅に向けた検挙活動を推進していきます。

高木副委員長 全く罪のない人たち、善良な市民を一瞬にして奈落の底に陥れてしまうようなこの薬物の乱用撲滅に向けて、県警が詳細なデータをとったり真剣に取り組んでいる様子が今のお話でわかったんですが、なお今後さらなる努力をしていただきたいと思います。そのことへのお願いと覚悟について、もう一度お伺いして終わりたいと思います。

中島組織犯罪対策課長

ここ数年、3年ですか、抗争事案等々で県民の皆さんに御迷惑かけておりますが、今後、資金源の遮断に向けてなお一層、暴力団密売組織の壊滅を目指して、我々一同検挙に向けて頑張っていきたいと考えております。

(ラウンドアバウト式交差点について)

望月(利)委員 平成25年6月に道路交通法が一部改正されまして、ラウンドアバウト方式の交差点というのが環状交差点として法的に位置づけられたということでございます。本年の9月1日から法律が施行される予定だということを聞いておりますが、法が整備されることによってこのラウンドアバウト方式の交差点というのが、環状交差点、これ明確に位置づけられると思うんですが、ヨーロッパのほうでも実績がある交差点の方式だと聞いておりますが、このラウンドアバウトの交差点の方式について県警ではどのようにお考えになっているか教えてください。

初原交通規制課長 ラウンドアバウト方式の交差点につきましては、国や県、市町村などの道路管理者が整備するものに対しまして交通規制を実施するものであります。県警察といたしましては円形の平面交差点を時計回りの一方通行にしますことから、実施していく際には事前に道路標識や通行方法につきまして、わかりやすく周知を図りたいと考えております。現在のところ県内にこのような交差点はなく、交通規制

も実施しておりませんが、交通管理上多くの利点がありますので、今後、道路管理者と連携を密にしてこの種の取り組みを推進してまいりたいと考えております。

望月（利）委員 県警の考え方はよくわかりました。しかしながら、このラウンドアバウト方式の交差点、これメリットというのはちょっと見えてこない部分もあるかと思いますが、どのようなメリットをお考えでしょうか。

初原交通規制課長 大きな特徴はその形状と通行方法にあります。まず、信号機がなく丸い環状道路を時計回りの一方通行にしまして、この環状内道路の通行が優先されます。環状道路に入る車は左折して進入し、環状部を通行し、左折で流出するという通行方法となります。したがって、交差点通過速度が抑制されまして、ほぼ一定の車両速度で通行しますことから、右折と直進のような大きな交通事故はなく、また環状部が一方通行のため安全確認も容易となります。何よりも信号機の停電による影響がなく災害に強いこと、また五差路、六差路といった交差点の運用も可能となるようなメリットがあります。

望月（利）委員 災害に強いという部分は非常にメリット大きいのではないかなと感じております。国内でも長野県でしたか、社会実験が行われているということも聞いておりますし、県内の自治体でもやってみたいという自治体があるというふうなことは聞いておりますが、県警ではやりたいと道路管理者が手を挙げたときに、どのように対応していくのかお聞かせください。

初原交通規制課長 現在、県内の自治体の中で通常の交差点をラウンドアバウト方式の交差点に改良するという計画があることは承知しております。また相談も受けております。県警察では自治体からの道路協議がある場合のほか、県警察におきましてもこうした交差点の必要性があるような交差点につきましては積極的に提案をするなど、道路管理者と緊密に連携を図り推進してまいりたいと考えております。

望月（利）委員 新しいものというのは思ってもみないようなこともあるかと思えます。しっかりとその安全性を確認しながら、また道路管理者と連携を図ってぜひともメリットを最大限に活かしていくということを私からもお願いをしながら、積極的な導入について検討していただきたいと思いますが、最後、その点について御答弁いただけますか。

初原交通規制課長 現在、相談を受けている案件もありますので、県警としましても道路管理者と連携を図りながら推進をしてみたいと考えております。

主な質疑等 知事政策局・企画県民部・リニア交通局関係

第108号 平成26年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条継続費並びに第3条地方債の補正

質疑

(富士山山頂環境保全推進事業費について)

高木副委員長 課別説明書の知の2ページ、「登山者への携帯トイレの配布・回収」についてお伺いいたします。まず初めに、配布・回収、そして処分、これは主体となるのはどこが、あるいは誰がこれを行っていくのかお伺いします。

泉富士山保全推進課長

今回の携帯トイレの配布につきましては、五合目の総合管理センター、こちらは本年度より場所を旧来の場所からより登山者に目立つ場所に、そして広いスペースを確保するという意味で、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合から建物をお借りをいたしまして、センターを移設したわけでございますけれども、そちらのほうでまず県の職員並びに県から委託をされている担当の者が、まず携帯トイレの配布をさせていただくというスキームになっております。そして、その回収につきましても同じ場所を実施をいたしまして、さらに焼却処分につきましては、ここは富士吉田市でやっていただくということになっております。そして吉田口旅館組合の皆様と県とで協力をいたしまして、携帯トイレ等が登山道周辺に散乱をしていないかどうかということにつきましても確認、そして回収をさせていただくという流れになっております。

高木副委員長 流れはわかりましたけれども、そもそもこの携帯トイレを配布しなければならなくなつた、この経緯についてお伺いします。

泉富士山保全推進課長

そもそも山頂のトイレは2カ所ございまして、静岡県側の富士宮口登山道、ここは場所が吉田口から行くと距離があるんですけれども、そちらの方に1カ所、それから、須走口の山小屋組合が設置しているものが1カ所ございまして、いずれにしても静岡県側の登山道を活用しまして、開設をしておりますが、ことしにつきましては静岡県側の方が登山道の開通日を7月10日と設定をいたしまして、一方で旧来から山梨県側の登山道の開通日は7月1日ということが歴史的な経緯としてございまして、その間、山頂のトイレが開かれないという事態が生じているということでございます。また、この事態につきましては、旧来から登山道の開山日というのは両県双方で異なっている例もかなりございまして、必ずしもことしからということではございませんけれども、現在いろいろなところから取材等が相次いでございまして、改めて注目をされる事態になっているということでございます。

高木副委員長 周知のようにもう明日ですね、富士山の山開きが行われるわけですが、このような事態を招くということは事前に予測ができたのではないかなと思うんですが、この対策、山梨県と静岡県との調整、これは今までどのように行われたのか。回避することはできなかったのかということ強く疑問視するわけですが、お

伺いいたします。

泉富士山保全推進課長

先ほども少し申し上げましたけれども、山梨県・静岡県におきまして、開山日というのが旧来から異なっていることがかなり多かったという事実はございます。ただ、おっしゃるように、昨年末あたりから山小屋組合の皆様とは意見交換もさせていただきまして、調整等はしておったわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように吉田口においては7月1日ということの重みがございまして、そして歴史的経緯としましては確認できる場所を見ますと昭和4年から、この7月1日を山開きの日として設定をしているという事実もあるというところで、なかなか一朝一夕に両県の登山の開山日を合わせるというわけにはいきません。けれども、登山者にとっての利便性等も含めまして、最善の解決策を導き出すには、もう少し調整の期間が要すると考えておりますので、引き続き協議のほうを続けてまいりたいと考えております。

高木副委員長

今の説明をお聞きしますと両県の開山日のずれがあった、このことにおいてということも問題の解決をおくらせているという話もあったわけですが、地元の関係者の理解と協力が必要となると思いますけれども、とりわけ山小屋組合に対してどのような働きかけをこれまで行ってきたのかお伺いいたします。

泉富士山保全推進課長

静岡県側では昨年度の12月あたりから、ことしの夏山の開山日の期間を7月10日からという方向性について議論がされているということ、地元の吉田口の旅館組合等にはお話をしつつ御相談をさせていただきましたし、また、昨年12月20日に開催された「スバルラインの適正利用と北麓観光振興検討委員会」という会議がございまして、この中でも地元の関係者や行政の皆様とも意見交換させていただきながら、ことしの夏の開山日を7月1日とするという意見集約を図ってまいりました。しっかりとした協議はしてきたつもりではございましたが、結果、静岡県の開山日とはそろわなかったという事態でございます。

高木副委員長

北麓観光振興検討委員会などで協議が図られてきたにもかかわらず、このような事態となったことでの苦肉の策としての今回の対応だと思うんですけれども、来年度に向けてしっかりと対応していただかなければならないと思いますし、していただきたいと思うんですが、今後、改善に向けてどのような対策を練っていくのか、最後にお伺いしたいと思います。

泉富士山保全推進課長

先ほど申し上げましたとおり、この問題の根底に由来から続いているさまざまな歴史的経緯がございまして、ことし緊急的な措置といたしまして少しでも環境の保全あるいは景観の保全というものに尽くしていきたいという思いから、携帯トイレの配布という取り組みをさせていただいたという事態がございまして、けれども、一方でこの取り組みが本当によかったのかどうかということについての検証は、この夏が終わりましてから取り組みについて検証しまして、また改めて来年に向けてどういう形が望ましいのかということにつきまして方向性を出して、そして静岡県、地元の関係者の皆様等とも含めまして協議してまいりたいと考えておるところでございます。

武川委員

今の質問の関連だけでも、山梨側と静岡側と日のずれがあると、協議して改善で

きないかという話、質問だけれども、もともとは特に山梨側については宗教的な背景からずっと積み重ねられてきたことがあるわけでしょう。ですから、その辺を若干言っとかないと何か協議を重ねていくと、最大公約数が出てくるようなことにとられると、そんな簡単にはいかないよね。宗教的行事も背景にあるわけだから、その辺ちょっと誤解されないように、協議してっても簡単には集約されないんじゃないかなと。集約するときには山梨側の宗教的行事を変えらなければ、それでなくても静岡県側は大変勉強家で、優秀な知事さんがいらっしゃるから簡単にはいかない。その辺は誤解のないようにしたいほうがいいんじゃないかな。

泉富士山保全推進課長

おっしゃるとおりかと存じまして、静岡県の川勝知事さんなどもいみじくもそれぞれの登山道にそれぞれの文化があるということで、これはこの開山日のみならずですが、マイカー規制等につきましてもそれぞれの期間、長さが異なっているというふうなことに付きましても、これはそれぞれの事情だということもおっしゃっていただいていたりもいたしまして、おっしゃるとおり山梨県側のいろんな文化的な背景ということについて、やはり全体の登山道の登山者の6割の方をお招きしている登山道ということで、しっかりとした神事ということの価値ということについても説明をしていく中で、そうはいいましても、ただ、山頂の環境保全等も課題としてもございますので、そういった点もろもろ含めまして、すぐにはなかなか結論というのは出ないかもしれませんが、さまざまご意見をいただきながら、また協議を続けてまいりたいと考えておるところでございます。

(富士山世界遺産センター(仮称)費について)

高木副委員長

富士山世界遺産センターについてお伺いします。まず富士ビジターセンターと同じ敷地内にこれを建設しようという計画でありますけれども、きょう現在でも相当な観光客が訪れているというふう聞いております。新たに世界遺産センターが整備されればその駐車スペースは、今のままで十分なのかという心配があるわけですが、現状、問題が生じているのかいないのかお伺いします。

泉富士山保全推進課長

世界遺産センターの建設を予定しております富士河口湖町船津の当該場所につきましては、従来から富士ビジターセンターという建物がございまして、報道等で御案内のとおり、毎年20万人を超す国内外のお客様を受け入れております。こちらを所管している観光資源課、観光部に確認をしたところによりますが、現行の駐車スペースということにつきまして特段の支障は生じているというふうな話は聞いておりません。なお、参考で申し上げますと、平成24年度の数字になりますけれども、平均バスの1日の乗り入れの台数ですが14.4台でございますが、収容能力、同時にとめることができるバスのスペースというのは12台ございまして、現状、特段問題を生じているところはありません。一方、今後、世界遺産センターの整備がされまして、お客さん等もふえてくるということも想定されますので、またいろいろな状況を踏まえまして精査をしてまいりながら、方向性を定めてまいりたいと考えているところでございます。

高木副委員長

今の御説明できょう現在問題はないということでありまして、ここに世界遺産センターが開設されれば観光客はかなりふえるのではないかとお考えです。泥縄にならないようお願いしたいわけですが、この問題に対する方策についてお伺いをいたします。

泉富士山保全推進課長

委員御指摘のとおり世界遺産センター整備後、さらに多くのお客様をお招きさせていただきたいと考えておりますし、そして実態的にもそうなる可能性もあるわけでございます。しっかりと他県の類似施設等も踏まえながら、精度の高い需要見込みというのを実施をいたしまして、今後、駐車場の問題につきましてはどのような方策を打つことができるか、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

高木副委員長

そこで私は1つのアイデアとして、富士北麓駐車場との連携を図られたらいいのかなと思います。実は昨日早く起きて4時半には駐車場に着いて、そして、雨の中を2往復しました。最初は少し早めに、1.1キロを約12分、そして2回目に少しゆっくり歩いてみましたら十五、六分かかったんですけれども、森林浴しながらちょうど適度な手ごろな散策コースではないかなと思われまます。側道を利用したアクセス歩道は現在の状況から大きな問題や巨額な費用がかかるようには私には思えないんですね。そこでアイデアとしてこのことをぜひ御検討いただいて、転ばぬ先の杖をついていただければと思いますが、最後にお伺いいたします。

泉富士山保全推進課長

今、委員の方から御指摘をいただきました北麓駐車場との連携、こういったものも含めまして駐車場の話というのはしっかりと、お客さんへのホスピタリティを考える上でも非常に大事な要素かと考えておりますので、今後しっかりと今いただいた御提案を含めまして議論してまいりたいと考えておるところでございます。

(富士山登山者安全対策事業費について)

武川委員

富士山登山者安全対策事業費ですけれども、登山者から協力金をいただいて、協力金をいただいた方に記念品を渡す。そしてその記念品も聞けば缶バッジをとというようなことを聞いているんだけれども、どういうものなんですか。

泉富士山保全推進課長

委員から御指摘いただきました協力金の件につきましては、観光部で円滑な導入に向けてさまざまな作業をしているところでございますけれども、まず記念品の件につきましては、おっしゃったとおり缶バッジを今回御協力いただいた方にお渡しをさせていただくということで、静岡とデザインは統一化いたしまして「富嶽三十六景」、あえて申し上げることはないかもしれませんが、葛飾北斎の名画と言われる浮世絵を使わせていただいております。そして山梨県側につきましては山梨県側の風景としまして、今回、「甲州石班澤」をチョイスをさせていただきまして、来訪者の方にお渡しをさせていただくということを想定しております。

武川委員

その作成は観光部でつくることになると思うけれども、それで、また当委員会でもそういう話が出たと、それから、またいろいろ協議連携していく部分もあるかと思っておりますので、そのときに含んどいてもらいたいですけど、今、図柄は鰯沢、私が見たところ静岡県では三保の松原かな、海側から見た海が入った富士山ということで三保の松原。

冒頭言ったように、これから観光部とまた協議をするだろうから、ひとつ総務委員会としてこういう意見が出たからということで協議するよという意味で申し上げているわけだけれども、多分、三保の松原からの眺望の缶バッジだと思うが、それは山梨県側が鰯沢、あの断崖の上で投網している部分かな。富士山が一般の人には、アンケートをとると静岡県じゃないかというふうに思う人が多いの中、一般の人は富嶽三十六景の絵がいろいろあるけれども、また今の地域の呼び名

と当時の字と異なっているところもあるから、余計わかりにくい部分があるわけですが、見ている人がその缶バッジの図柄を見て、海だか川だか湖だかわからないんですね。ですから、山梨県側から見れば富士五湖が入った、特に河口湖なんかが入った富士山が一番きれいなような気もするけれども。

鯀沢の絵もすばらしいですよ。だけれども、鯀沢じゃなくて違うものだってあるわけだけど、その検討がちゃんとなされているのかどうかというところちょっと理解できないよね。もっと言い方変えれば重ねてになるけれども、見ている人は海だか川だか湖だかわからないわけだから、やっぱり静岡県と対比していくにはやっぱり違った思想の風景の方がいいんじゃないかなと私は思うんですよ。ですから、私の考え方とすると鯀沢の絵を否定するものじゃない。だけれども、やっぱりそういう対比という考え方をすると、これは湖と川が入らないところもいっぱいあるわけ。上野原の犬目にしたっていっぱいあるわけ。ですから、そういうところの感覚がちょっとね、そうでなくたって静岡に、何でもかんでも静岡に、いろんな背景があるんだけど、いろんなことが静岡に追随していかなきゃならないことが多いわけ。だから、そんなこともね、やっぱりそういうことも大事なんですね。ですから、そんな意味で観光部に協議するときに言っといてください。どうですか。

市川知事政策局理事

今の御指摘でございますけれども、確かに缶バッジというものにつきましてはその缶バッジを通して各県の文化といったものをお伝えするという意義もございますので、今の御指摘を踏まえまして観光部のほうにはしっかりとお伝えをさせていただきたいと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第 25- 3号 地方自治と民主主義を守る立場から、沖縄全自治体の総意を尊重し、日本政府に対し、米軍新型輸送機オスプレイの配備撤回と全国での低空飛行訓練中止を求める意見書の提出を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第 26- 4号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書採択について

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第26-5号 特定秘密保護法を撤廃する意見書提出を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第26-7号 憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認に反対する意見書提出を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(富士山保全協力金について)

山下委員 協力金の徴収の仕方についてお伺いします。まず先ほどから言っているようにいろんな問題が、静岡県と協議しなきゃいけないということで難しい点もあるかと思うんですけども、まず具体的に今回のいわゆる徴収方法、どういうふうな形になるのか教えてください。

泉富士山保全推進課長

今回、富士山保全協力金の徴収につきましては、まず登山道の先ほど開通期間の話を上申しましたけれども、ことしの登山道開通期間が7月1日～9月14日となっておりますので、そちらのまず現地の支払いとしましては、富士スバルライン五合目総合管理センターの前では24時間、そしてこのスバルラインの5合目とはまた別に吉田口の5合目と、旧来の吉田口の登山道でございますが、そちらの山小屋の付近で、こちらは午前7時～午後4時まで現地で徴収をいたします。そして富士北麓駐車場、マイカー規制の期間中はこちらの駐車場でマイカーをおりていただくという形になりますので、このマイカー規制期間中の午前5時～午後6時まで徴収を

いたします。そして事前支払いといたしましては、こちらは6月16日から始まっておりますが、インターネット、県のホームページにもう既に公表がされております。そしてコンビニの大手5社で徴収を事前にできるという形になっておるところでございます。さらに対象者につきましては5合目から山頂を目指す登山者ということを対象にしております。そして缶バッジは先ほど申し上げましたように、北斎の「甲州石班澤」をデザインしたものを缶バッジとしてお配りすると、そのようになっております。

山下委員

事前支払いの場合ですね、静岡県で支払った人が山梨県側から登ったときに、どういうふうに判断していくのか、サイトが違うからね、統一性がないから、「私は払っていますよ」、じゃ、どういう形で見ているのかというのがなかなか難しい点があると思うので、その辺の調整はどうなんですか。

泉富士山保全推進課長

おっしゃるとおり静岡県のほうではインターネットの事前徴収というのが少しおくれて始まり、あしたからというふうに聞いておりますけれども、この点につきましては、例えば静岡県のサイトで納めた方が山梨県のほうに登りに来た場合につきましては、現地で双方の関係者、担当者で連絡を取り合って、例えば静岡県のこの場合はバッジを後で郵送で送るとか、そういうふうな個別な対応を柔軟にさせていただくような形をとるというふうに今聞いておるところでございます。

山下委員

とにかく山梨県はあしたから山開きですから、混乱のないようによく静岡県と話をしていただいて、協力金を含め、先ほど議論になった携帯トイレの問題も含め、よく協議していただきたいと思っております。

(山梨県文化芸術振興ビジョンについて)

安本委員

山梨県文化芸術振興ビジョンの策定についてお伺いをしたいと思います。国文祭が成功裏に終了して、そして知事はことしの2月、県議会で国文祭の成果の検証、また山梨の文化振興のあり方等についての議論を深めて、ビジョンをつくりたいということになりました。私も昨年の2月の県議会で文化芸術の振興については条例制定をという提言もさせていただいたところですが、私とすれば条例をという思いがあったんですが、しっかりとしたビジョンをつくっていただければ、ということで大変歓迎をしているところです。まず初めに、これは皆さん十分承知のことだと思いますけれども、今回この時点で新しいビジョンの作成に取り組みされるその目的・意義について、最初にお伺いをしたいと思います。

内田生涯学習文化課長

昨年度開催をいたしました国民文化祭は、全国初の通年開催として成功裏に終幕をいたしました。実際に演じていただいたり、観客として参加をされた多くの県民の皆さんのお気持ちの中に、例えば地域に昔から伝わる道祖神祭りでありますとか、伝統芸能はやっぱりいいもんだねといった気運が、地域の文化芸術を大切に育んでいこうと、こういう気運が国文祭の経験を経て醸成をされてまいりました。知事はその気運を逃すことなく、本県の文化芸術のさらなる振興を願ひまして、委員御指摘のとおり、2月の定例県議会でこれからの本県の文化振興のあり方、それから、具体的な文化振興施策等を県民にわかりやすくお示しをするビジョン、山梨県文化芸術振興ビジョンを策定してまいりますというふうに、まずビジョンの目的を明らかにされたところでございます。また、県民の盛り上がり熱いうちに、この機会を逃すことなく、国民文化祭の開催を一過性のものと終わらせることなく、成果を

しっかりと見きわめて検証をして、文化芸術のさらなる振興のため、つなげていくべきものはつなげていかなければならないという意味で、そのタイミングが今だというふうに知事が御指摘をされたというふうに認識をしております。

安本委員

本当にそのとおりだと、この好機を生かしていただきたいと私も思うところです。それでこのビジョンを検討する検討委員会を立ち上げられましたけれども、名称は通常ですと何々ビジョン策定検討会という名前になると思っていましたら、「やまなし文化力・つなげる会議」ということで名称が決まったようですが、この名前に込められた思いというのはどういう思いなんでしょうか。

内田生涯学習文化課長

県としてビジョンを策定するに当たりまして、文化芸術分野の専門的な知見でありますとか、多面的な着想でありますとか、幅広い視点からの専門家のご意見を聞くために、外部の委員15名から構成する「やまなし文化力・つなげる会議」という名称の検討会を設置させていただきました。6月5日の時点でございます。この検討会の名称の意味には国民文化祭の成果、県民の機運を一過性のものとはせず生かして次につなげていくという、その思いが込められております。

安本委員

最初と同じ内容だったのかと思いますけれども、今6月5日、第1回の会議で15名の委員ということですが、一口に文化といっても非常に幅広い裾野があるもので、大勢の方が取り組まれているようなものもあるし、先日長唄をやってらっしゃる方、山梨県内にそんなにいらっしゃらなくて、1人の方はコラニー文化ホールで、小さなステージができてそこで自由に発表ができるというようなことがありまして、催しの前に待っていらっしゃる方に披露することがございますという、本当に広い分野だと思います。その中から15名推薦されたということで、その下に作業グループとかつくっていけばもっといろんな意見も取り込めるのかなと思うんですけれども、この15名の方はどういう基準というか、思いで人選されたのかをお伺いをしたいと思います。

内田生涯学習文化課長

昨年度開催をいたしました富士の国やまなし国民文化祭、この実行委員会にはその中に企画委員会という、外部の有識者20名で構成された組織がございました。この委員には国民文化祭の立ち上げの段階から基本構想を検討するための起草委員と、そういった方々も含まれておりました。今回、私ども県がビジョンを策定するに当たりまして設置いたしました「やまなし文化力・つなげる会議」は、15名の委員で構成をいたしております。ビジョンを策定するに当たっては、繰り返しになりますが、国民文化祭の成果をしっかりと見きわめる、検証する必要がありますことから、国民文化祭の内容について熟知されました方々である国民文化祭の企画委員会の委員をベースといたしまして、学識経験、民間、それから、芸術関係といった分野のバランスを考える中で、15名の委員をお願いをいたしました次第でございます。

安本委員

多分、教育委員会関係、私は子どもたちに一流の芸術に触れるという機会も多く持ってもらいたいということもありまして、入っていると思って承知していますけれども、先ほどこのビジョンをつくられるときに、多くの県民の皆さんがとにかくいいもんだ、地域の伝統芸能とかいいもんだということの中で、その育んでいこうという気持ちを逃すことなくというふうにおっしゃいましたので、ぜひトップの15名の方には、こういう検討会という組織は必要なのかとは思いますが、多

くの意見が取り込まれるように配慮はしていただきたいと思うところです。それで6月5日に行われたということですがけれども、1回目の会議の概要はどういうものだったんでしょうか。

内田生涯学習文化課長

第1回目の「やまなし文化力・つなげる会議」を開催いたしました。当日は委員への委嘱式、それから、委員間の顔合わせ、今後のスケジュールについての打ち合わせを行ったところでございます。実質的な検討、具体的な検討はこれから2回目以降ということでございます。

安本委員 今後のスケジュールについて詳しく教えていただきたいと思います。

内田生涯学習文化課長

予定といたしましては8月～11月の間になりましょうか、外部の委員の先生方、「やまなし文化力・つなげる会議」の検討と御意見を頂戴する予定でございます。県といたしましてはいただいたご意見をもとに、12月ごろには山梨県文化芸術振興ビジョン案の取りまとめをいたしまして、明年1月にはパブリックコメント、3月には公表してまいりたいと、そんな予定であります。

安本委員 8月～11月というところは何回ぐらい検討会を開催するのですか。

内田生涯学習文化課長

6月に第1回目がございます。予定としては4回程度になろうかなと考えております。

安本委員

私とすれば先ほども言いましたけれども、いろんな非常に多様なものがあるので丁寧にやっていただきたいなという思いで、スケジュールは短すぎるような感じがすけれども、年内に案をまとめたいという思いもわかるような気もしますが、そういったところについてことしのこのチャレンジミッションの重点項目ということで掲げられていますけれども、策定に向けて部長の方からちょっとお言葉、気持ちと決意を最後に聞きたいと思いますが、しっかりとこの内容については注目させていただきたいと思っております。

堀内企画県民部長 今スケジュールの御心配をいただきました。確かにちょっとタイトなのかもしれませんが、国民文化祭の継承ということもありまして、国民文化祭の成果と検証というのは一応報告書がこの3月に出ていまして、そういったものも基礎としてありますので、それらも踏まえてちょっと厳しい日程かもしれませんが、一生懸命取り組んでいきたいと思っております。策定の意気込みということでございますが、委員のおっしゃるとおり企画県民部のチャレンジミッションということでことし2つ挙げさせていただきました。いわゆる少子化対策ということで、これは県の各部、福祉保健部なども含めてやるテーマです、それから、文化芸術の振興ということでこのビジョン策定という2つを挙げさせていただいて、知事と協議をして進めていこうということでやらせていただきました。

意気込みということですが、ちょっと個人的な話になるんですが、昨年度、国民文化祭をやっていたときに教育委員会で仕事をさせていただきまして、その文化芸術に関して子どもたち、小中高、中高生が決して文化芸術に興味がないわけではなくて、参加すると非常に熱い思いでやっていただきました。ぜひそういうふうな機会を持ってほしいなというのを感じました。昨年、国民文化祭を開催して多くの方

にかかわっていただいて、それぞれの皆さんが文化芸術に関していろんな思いとか、いろんなお考えというのが湧き出るように持っていると思うんです。それをこの機を逃さずぜひ多くの意見を集約して、これからの山梨県の文化芸術のあり方、それは道しるべとして、そんなつもりでこのビジョンを一生懸命取りまとめたと思います。また、県議会からも御意見・御指導をいただければと思います。どうぞよろしくお願いたします。

(リニア駅周辺整備について)

高木副委員長

リニアについてお尋ねします。県ではリニア活用基本構想に基づいてリニア新駅の周辺整備、これは山梨県の表玄関口となると思います。それにふさわしいリニア駅、山梨らしい魅力の都市空間をつくっていく、整備していくということで、昨年、有識者によります検討委員会やリニア議連の研究委員会、あるいは県の期成同盟会による検討部会などによって、立場、立場によってさまざまな議論がされてきたというふうに承知しております。駅周辺は新たな先ほど言ったように玄関になるということで、国内外から多くの方々が山梨を訪れる、ここで山梨のイメージを決定づける、このようなリニアの駅であるというふうに言えると思います。そうした中でこの一帯がどのように整備されていくかということについては、県民の多くが注目し、また、大きな期待と関心を寄せていると思います。そうした中で、広域的な視点、観点から駅周辺の位置づけや交通結節機能以外に導入する機能だとか、規模について検討していると思いますが、今後どのように検討されていくのか、整備を進めていくことをどのように話し合いを持たれているのかお伺いをいたしますということで、まず1点目、確認の意味でお聞きしたいんですが、リニア周辺の地区をどのようなコンセプトで整備していくのか、まずお伺いします。

岡リニア推進課長

駅周辺の整備につきましては、リニア活用基本構想に基づきまして、駅前広場やパーク&ライド用駐車場、こうした交通結節機能を中心とした整備をまず第1に考えております。しかしながら、その整備だけですと駅周辺ににぎわいが足りないと考えられますので、ビジターセンターの機能ですとか道の駅の機能、こうした機能を持たせることによりまして、リニアの乗降客だけでなくバスやマイカーで山梨県を訪れる、こうした観光客の皆さんにも利用してもらうことを考えております。そして、また県民の皆様には駅周辺にイベント機能を持った公園を整備することなどによりまして、多くの方々に利用していただき常に駅周辺がにぎわっていると、そういう場所にしていきたいという方向で、現在、検討しているところでございます。もう一つ、産業振興機能につきましても議論を進めているところですが、こちらは本県の発展を先導するエリアとなるような整備を考えてまいります。

高木副委員長

2点目です。今の話でにぎわいの創出ということがあって、本当にここが活性化したにぎわいが創出できるようなところになってくれればありがたいなと思いますが、決定した整備コンセプトを踏まえて、昨年度末にはゾーニングの検討に着手しているというふうに承知しております。その結論はいつごろどのような形で出てくるのかお伺いいたします。

岡リニア推進課長

御承知のとおり昨年度末、3月に6種類のゾーニングのパターンを県議会、検討委員会等にお示しし、御議論いただいたところでございます。ことしにつきましてはさらにその6種類をベースに議論を進めてまいりまして、この秋ぐらいにはゾーニングの結論を出して固めていきたいと考えております。

高木副委員長

整備の手法などについて具体的にどのような検討をなさっているのか伺います。

岡リニア推進課長 今年度につきましては幾つかございますが、まず道路についてでございます。駅周辺地区から周囲の主要幹線道路等にスムーズに接続できまして、また地区の中に整備いたしました施設に周辺からアクセスしやすい、こうした道路計画を考えてまいります。2点目といたしまして洪水対策がございます。あの地区は昔から洪水の危険がある地区でございますので、水の多く出る時期を想定した水路ですとか調整池を考えてまいりましたり、また、全体の造成計画についても洪水対策に配慮したものとなるよう検討を進めてまいります。さらにもう一つ、これは整備手法についてでございますが、民間活力の導入なども視野に入れました整備手法や事業主体、こういった事業スキームというようなものを考えてまいりますとともに、将来的な整備スケジュールや施設を整備した後の運営手法、こういったことについても検討を行っていく考えでございます。

高木副委員長 今のお話で地盤が軟弱な地帯というんですか、そういう言葉がありまして防災に関しても道路に関しても十分基盤整備をしてくという話でちょっと安心するわけですが、今後、この基本構想の策定、公表に向けてどのようなスケジュールで行っていくのかお伺いします。

岡リニア推進課長 ゾーニングにつきまして、秋ごろまでに固めてまいりたいと先ほどお答え申し上げましたが、それとあわせまして道路計画ですとか造成計画等を含みます基盤整備の基本計画というものを作成したり、あと、概算事業費の算出、こういったことを今年度は行っていくわけでございますが、全体的に秋ごろをめどにこうしたことを議論して結論を出してまいりたいと考えております。その後のスケジュールといたしましては、整備手法等の検討もあわせて行いまして、年内を目途に基本方針の骨子的なものを作成いたしまして、さらに年度末までには最終的な基本方針を策定し公表をしていきたいと、このようなスケジュールを考えているところでございます。

高木副委員長 リニア新駅の周辺の整備だけではなく、工事の実施計画の認可が行われた後には計画におくれが出ないように、用地取得をしっかりと進めていかなければならないと思います。こうしたことを踏まえてさまざまな課題がたくさんあるかと思っておりますけれども、リニア中央新幹線の建設促進に向けてどのような姿勢で取り組んでいけるのか、最後にお伺いをします。

小野リニア交通局長 リニア新駅の周辺整備に向けましては、ただいま課長から説明を申し上げたとおり、昨年度から検討を始めておりまして、昨年度は導入すべき機能の内容とか、あるいはまたその規模につきまして検討を行ってきたところでございまして、今年度につきましては整備手法とか事業主体等について検討を進めていくこととしております。また、これと並行いたしまして駅周辺へのアクセスの問題とか、あるいはまた産業振興機能はどういったものがあるのか、このような議論も関係をする部局と連携をいたしまして検討してまいりたいと考えているところでございます。今後におきましても県議会はもちろんですが、検討委員会あるいはまたリニア活用策検討部会におきまして、皆さん方の御意見をお伺いしながら県としても検討を進めてまいりたいと考えております。

また、この夏にもリニア中央新幹線の工事实施計画の認可申請が行われまして、本年度中には工事着手になるという見込みでございます。こうした中で2027年のリニア開業におくれが出ないようにするためには、本県の用地取得が大変重要になってくる、先ほど高木委員から御指摘があったとおりだと考えております。特に

用地交渉が必要となります明かり区間におきましては、全体の6割以上が本県分ということになっておりますので、この用地交渉、用地取得の本県の状況がどうなるということが、全体のスケジュールに大きな影響を与えると認識をしておりますので、用地取得に向けましても万全な準備を進めてまいりたいと考えております。リニア中央新幹線につきましては本県経済あるいは県民生活向上のために、本当に大きく寄与するものだとして認識をしておりますので、JR東海に対しましては必要な協力をを行うとともに、県といたしましてもやらなければならないことをしっかり取り組んでまいりたい、このように思います。

主な質疑等 総務部関係

第100号 山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第104号 山梨県県税条例中改正の件

質疑

山下委員 この条例改正案の内容の3番のところの「外国法人課税における納税義務者の定義の見直し」と書いてあって、事業所の定義を改正する、もともと定義というのはどういう内容なんですか。

鷹野税務課長 通常、法人事業税など、法人二税の場合、法人税も同じなんですが、そこに従業員がいること、事務所があること、それから、活動していることという定義ですが、外国法人の場合ですと今までの定義ですと、そこに事務所等がなくても国内に例えば国債を持っていますとか、株式を持っていますといったことで、その認定をしていたんですが、今回、それは法人の事業ではないということで、そういった源泉所得のされているものについては確定申告が不要ということで、定義が変わったということになっています。

望月(利)委員 法人県民税と法人事業税、この財政規模は51億円、161億円というようなことですが、これは県全体の大体3割を占めている、こういう主要税目であると思います。これは貴重な本県の財源となっていると思いますが、今般、県税条例の改正において法人県民税法人税割の税率が引き下げされる。その引き下げ相当分について地方法人税が創設されていますが、どのような経過で創設されているのか。

鷹野税務課長 本年4月から地方消費税の税率が引き上げになりまして、地方消費税がこれから納入をされてまいります。その場合、不交付団体と交付団体で入ってくるお金は同じですが、私たちは交付団体ということでお金をもらっているところにつきましては、それが税収として上がってしまうと。そうすると、交付税が必要なくなる分が出てくるということがございますので、交付団体と不交付団体の財政格差が拡大することがあると。このため、法人県民税の法人税割の一部を国が徴収をいたしまして、地方交付税の原資として再配分をすることによって税収の偏在を是正するというようなことであります。

望月(利)委員 要は消費税を引き上げることによって、不交付団体は当然相対的に消費税とか税収は多い傾向にあると思いますが、その分がさらに上乘せされ、そのまま入ってし

まうと。我が県のように交付団体においては、その分の配分が少なくなってしまうから、それを一度国の歳入として、再分配する。東京都でやっているような、それに近いのかなんですが、しっかりと再分配してその格差を、多くなる分を凝縮というか、格差を少なくしていこうという、そういう考えだと思いますが、その原資についての税率の引き下げ分の影響というのは、いつどの程度になるということをしっかり試算されているのか、その辺をお聞かせください。

鷹野税務課長 税率の引き下げの適用でございますが、平成26年10月1日から開始する事業年度ということですから、来年9月末が決算になります事業年度の中間申告並びに確定申告から減収となってまいりますので、実際の影響は平成27年度の税収からということを見込んでおります。平年度ベースになった暁の減収額でございますが、おおよそ15億円程度を想定しております。

望月（利）委員 法人県民税法人税割の減収分は全額国税の地方法人税として、地方交付税の原資となって地方へ配分されるということで繰り返しますが、法人県民税法人税割の減収分を地方交付税で全額補填されない場合、実質的に本県の大幅な、15億円と今聞きましたが、大幅な減収となってしまいますが、そうすると、今後の財政運営に本当に不安というか、そういうものが残ってくると思います。この配分額どれくらいふえる見込みなのか、結果としては法人県民税法人税割の引き下げ分に見合う額がしっかりと配分されていくのか、その辺の見通しをお聞かせください。

田中財政課長 交付税の配分につきましては、少なくとも平成27年度、来年度以降の算定を試してみないとはっきりしたことが申し上げられないという状況ではございますけれども、今回の制度改革によりまして不交付団体であります東京都の税収分が、一旦、国に納められて交付税の原資となります。それが全国の交付団体に配分されるということになりますので、恐らく交付税の配分としてはふえるのではないかと考えております。

望月（利）委員 そのどのくらいふえるのかという部分を本当はしっかりとお聞かせいただきたいんですが、国が制度を明らかにしてないということだと思いますので、試算というのは本当に厳しい部分のなかとを考えております。しかしながら、地方交付税の配分について国に任せっきりということだと、これは本当に本県の企業が一生懸命頑張ってくれた税金、みすみす県外に持っていかれるというようなことになってくる、そういうおそれがあります。今後の財政運営に支障が出ないように、しっかりと法人県民税法人税割の引き下げ部分を確実に地方交付税の算定に反映できるように、確実にしていく必要があると思いますが、この辺を国のほうにどういうふうに働きかけていくのかということで御所見を伺います。

田中財政課長 法人税割が引き下げられた分は、確実に交付税の算定としていただかなければいけないということは重要なことではございますが、具体的には毎年度交付税の算定について地方から具体的な意見をやる制度がございます。それに基づいて改善すべき点について具体的にこちらから案を出して、なるべく多くの配分をするように要望していきたいと考えております。

望月（利）委員 あらゆる機会を通じて、しっかりと本県の財源を確保していくという努力をしていただきたいと思います。その点について一言いただいて終わります。

田中財政課長 先ほど申し上げました具体的な要望とあわせて、国への要望につきましては知事

を始め幹部が国に要望をしにしておりますので、そういった場も活用しながら具体的にさまざまな要望をしていきたいと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第108号 平成26年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条継続費並びに第3条地方債の補正

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

承第1号 山梨県県税条例中改正の件

質疑

鈴木委員 条例改正の中で、エコカーの減税の減税割合の拡充とあるんですね。この内容をちょっと教えてもらいたいことと、それから、4番の不動産取得税がやはり税額を減税するというので、これは平成26年4月1日からもう始まっているんだと思うんだけど、その内容を御説明いただけますかね。

鷹野税務課長 まず自動車税の関係であります。平成26年度及び27年度に新車新規登録をした平成17年排出ガス規制基準値より75%以上排出ガス性能のよい車で、平成27年度燃費基準プラス20%以上を達成し、かつ平成32年度燃費基準達成車及び低公害車、これは電気自動車、一定の排出ガス基準を満たす天然ガス車、それから、これにハイブリッド車などの税率を翌年度に75%軽減するもの。それから、平成26、27年度に新車登録、平成17年排出ガス基準よりも75%以上排出ガス性能のよい車で、平成27年度燃費基準プラス20%向上、かつ、平成32年度燃費基準の未達成車が翌年度におおむね50%。それから、平成26、27年度に新車登録をして、平成17年排出ガス基準よりも75%以上排出性能のよい車で、平成27年度燃費基準10%向上の達成車については50%を翌年度に軽減するものです。

不動産取得税の関係でございますけれども、これはここにもありますように耐震基準の適合住宅については、現在、取得時にこれは減免があるんですが、古い家を買われた方で耐震基準を満たしていない方につきましては、これまで、その後、耐

震工事をしましても減免の対象にならなかったんですが、これについて6カ月以内と、買って早々にされた方については、新たに建てたのと同じ基準で減免をしましょうということ、今ある新しい耐震基準の住宅と、それに対してリフォームをされた方との均衡をとるというので、同じ減免措置をとるものでございます。

鈴木委員 エコカーの関係はちょっとわかりませんので、わかりやすく、今、3区分みたいな内容かな、できれば資料にしてお配りいただきたいと思います。それから、あとさっき言ったリフォームの関係について、どのくらいの減免なのか教えてください。

白壁委員長 今、鈴木委員から資料請求がありました。それを皆様のところにお配りしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。

請願第23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の1

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第23-13号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項の1及び2

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第23-14号 「浜岡原発」の永久停止・廃炉を求める意見書採択を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第23-15号 浜岡原子力発電所を永久停止（廃炉）にすることを求めることについて

意見 （「継続審査」と呼ぶ者あり）

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第23-16号 山梨県議会議員の海外研修制度の廃止を求めることについて

意見 （「継続審査」と呼ぶ者あり）

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第25-10号 地方財政の充実・強化を図ることについて

意見 （「継続審査」と呼ぶ者あり）

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

所管事項

（委員会室棟建設予定地の遺構について）

望月（利）委員 全国的に珍しい遺構ということであります。この資料によりますと平成26年3月に敷石遺構、平成26年4月に水路遺構ということ、それぞれ確認をされてきたということですが、このような遺跡が出土した事例というのは全国的にはございませんでしょうか。

中澤管財課長 温泉に関します遺構としましては、兵庫県の神戸市の郊外ですけど、有馬温泉というのがございますが、阪神大震災でお寺が壊れてしまいまして、そこを修理しようとしたところ地下から豊臣秀吉が当時、湯の山御殿というのをつくっていたという、そういう伝承があったわけですけど、それが浴室とか、庭の一部が出土しまして、現在、神戸市の文化財という形で指定をされております。ただ、今回の遺構は近代のお城の中ということでございますので、全国的にもお城の中で温泉が出ているということは、非常に珍しいということでございます。

望月（利）委員 貴重であり珍しい遺構ということであれば、当然、オープン県庁の敷地整備の関連もあると思います。一般公開ということで広く県民の皆様、また、来県される皆様に公開をしていくようなことはお考えでしょうか。

中澤管財課長 現在の場所、例えばこの上に委員会室を建てますので、委員会室棟を建てていく中でロビーなんかの床を、例えば強化ガラス張りにして、下がのぞけるようにしてということも検討はしたんですけども、やはり設計から全部やり直さなきゃならないということで経費等もかかります。それから、文化財の先生方の意見を聞きましたらば、やはり現在の技術ではどうしても空調を完備したとしても、例えば高松塚古墳とかキトラ古墳も、カビが生えちゃってどうしようもなくなっちゃったんですけども、同じようにやっぱり遺構の劣化とか風化ということはどうしても防ぐことができないんで、埋設保存した方がよろしいんじゃないでしょうかということの御意見が出ましたので、今回、埋設保存という形をとらせていただいております。

望月（利）委員 今後、説明板等を設置して、埋設遺構ということで遺構の内容を公開するというところであります。でも、せっかくのものですから、観光客に見てもらえるような仕組みをぜひとっていただきたいなど、しっかりその因果関係とかルーツというものを調べた結果、本当に貴重なものであればまた掘り出してということは、委員会室棟が建ってしまうと不可能になりますので、その辺の部分はどのようなお考えでしょうか。

中澤管財課長 埋蔵文化財センターともここにつきましてはいろいろ相談しまして、今、技術が進んできまして3D測量というのができるんだそうです。3D測量という方法で遺構全体を測量しまして記録保存するというところで、後から忠実かつ精密にそれが復元できるということでございますので、このため説明板につきましてはこの委員会室棟ができましたらば、東側の植栽のところに説明板をつけようと思っておりますが、それ以外にも今ちょうど防災新館の地下の石垣展示室がありまして、あそこで、甲府城についていろんな映像を流しているんですけども、その中で今回出てきた敷石遺構につきまして、甲府城内でこういうのが出たということ、来場していただく方に映像を流して見てもらうということも検討していきたいと考えております。それから、確かに貴重な遺跡ということで、やはり上に委員会室を建ててしまうということもあるんですけども、文化財という長い悠久の歴史で考えると、やはり建物の耐用年数というのは60年、70年ということですから、そういうことであれば、また将来的にいずれこの県庁の中を建てかえるようなときには、その遺構がきちんと残っていれば、またそのときには活用ができるということですので、きれいに影響がないように埋設保存するというふうに考えたところでございます。

望月（利）委員 しっかりと保存しておくということ、また後世にさらなる研究も含めてパトタッチしていくために、保存したその上に委員会棟を建てていくというお考えだと思います。遺構に配慮しながらの委員会棟の工事ということで、平成27年3月末と

いうことで先ほど御説明をいただいたんですが、期間的に間に合うのかどうかということをお聞きください。

中澤管財課長 議員の方々も工事現場を見ていただいたと思いますが、岩盤も出ましたし、遺構を守るためにどうしても重機ではなく手で行う箇所もありますので、やはり相応の工期は必要だろうと考えていたところですが、現在のところ今まで基礎の掘削工事とかやっておりますけれども、非常に順調に進んでおりまして、今、もうコンクリートの基礎がかなりできております。何とか平成27年3月末までには完成させるように努力していきたいと思っております。

(山梨県防災体制のあり方検討委員会について)

高木副委員長 県の防災対策の再構築と情報提供について、2点ほどお伺いをしたいと思います。ことしの2月の未曾有の豪雪は大きな被害をもたらした反面、防災に対する危機意識だとか貴重な教訓もありました。そういった中で、3月には県の職員による雪害対策検証会議を構成して、4月からは検証会議の中間報告が出されて、さらに外部の識者により山梨県防災体制のあり方検討委員会が立ち上がりました。防災計画の見直しやあるいは再構築に向けて取り組んでいるということでもありますけれども、この山梨県防災体制のあり方検討委員会では、これまで主にどのような議論あるいは問題の提起がなされていたのか伺います。

山下防災危機管理課長

山梨県防災体制のあり方検討委員会につきましては、本年4月21日に第1回を開催いたしました。去る6月26日の第3回目の会議におきまして論点整理を行っていただいたところでございます。その主な論点といたしましては、災害対策本部の設置・運営、防災関係機関等との連携、そして情報の共有、県民への情報発信及び相談対応等の2つが論点の大きな柱となっているところでございます。

(防災ツイッターについて)

高木副委員長 教訓ですから生かさなければなりませんけれども、あのときに数日間にわたって道路や鉄道の除雪の状況だとか今後の開通見通し、あるいは、食料だとか燃料だとかいうような生活に欠かせないもの、そういったものの供給の見込み、いつどういうふうか、間に合うのか、といったようなことの情報が必要かつ十分ではなかったというふうには私は認識しております。そこで平成26年2月議会に行われました総務委員会において、県の防災ポータルサイトの災害情報発信が滞ったことについて改善を望む質問に対して、防災危機管理課長からは東京都の先事例なんかを参考に、ツイッターなどの活用による情報発信も考えてみたい、こういう答弁があったというふうには聞き及んでおります。このような課題に対して検討委員会からの提言書を待たずとも当面できること、そういうものをいち早く織り込んでいっていかないと、思いますけれども、そういう点についてはどのようにお考えになっているか伺います。

山下防災危機管理課長

情報発信体制のあり方などに係ります検討委員会からの御提言につきましては、秋口までにはいただく予定となっておりますが、このうちツイッターにつきましては、その準備が整いましたので、重要な防災情報を提供できる山梨県防災ツイッターを7月1日から開設をさせていただきたいと考えております。

高木副委員長 あしたからということですね。ちょっとほっとしているところでもありますけれども

ども、県が災害の対応を適切に行う上で市町村や防災関係機関から迅速かつ正確な情報収集と、そして情報の共有だとか、県民等にわかりやすく速やかに情報を発信していくということは非常に大切なことだと思います。さまざまな課題が山積していると思いますけれども、先ほど言ったような取り急ぎのできることからどんどんやっていくということが必要だと思いますがいかがでしょうか。

山下防災危機管理課長

当面、まずツイッターの発信を行ってまいりますけれども、あり方検討委員会におきましては、委員御指摘のとおり情報発信の前提であります情報の収集、そして情報の整理・集約、こういったものにつきましても現在御議論をさせていただいているところでございます。これらの御提言も踏まえまして、可能な限り速やかで正確な情報の発信に努めてまいりたいと考えております。

(山梨県防災計画の見直しについて)

山下委員

関連して同じように防災の話ですが、先ほどと重複しますが、庁内で検討会議が開かれて、中間報告の取りまとめというのが、今、あり方の検討委員会でやっているが、あと何回開くんですか。

山下防災危機管理課長 全体で5回を予定しております。あと2回予定してございます。

山下委員 ということは、8月の5回目で終わりですね。

山下防災危機管理課長 8月に第5回を開催していただく予定となっております。

山下委員

8月以降、まとめたものをどのようにして、そして我々議会がどこでどういうふうに出ていくのか、そして、また当然それをまとめたものを知事に提言するわけですね。その後、知事に提言した後、今度は防災計画の見直しとか具体的な話になっていく、その辺のスケジュールを具体的に教えてください、発表できる段階で。

山下防災危機管理課長

現在、県議会におきましても、防災対策に係る政策提言につきましても御検討をさせていただいているところでございます。私どもといたしますれば、当然、県議会からの政策提言も踏まえ、あわせて予定では8月の末が第5回でございしますが、それ以降にこのあり方検討委員会から提言、これを踏まえまして県の対応といたしまして地域防災計画の抜本的な見直し、また、具体的なマニュアル等の見直し改正、こういったものを速やかに行っていく、そういう予定であります。

山下委員

ということは、最終的に防災のマニュアルだとか、事務局体制、そういうのを知事に提言を9月ぐらいにして、それから、骨格をこれからつくって市町村に流して、市町村が今度は自分たちの見直しをした新しい計画というのをつくる段取りになっていくということなんですか。

山下防災危機管理課長

まず、県の地域防災計画をきちっと見直しをさせていただく。これを踏まえまして当然、情報収集の相手方、あるいは具体的な防災対策の第一線を担う市町村の体制の見直し、こういったものがはね返ってまいりますので、そちらの方の指導・助言についても努めてまいりますという予定になっております。

山下委員

27市町村、全部どういう状況にあるか僕も存じてないんだけど、地元もちょっと知らないんですが、もう市町村は自分のところで一生懸命防災計画の見直しを進めているのではないかと。そうすると、県がこれから自分たちでつくって、こういうふうに市町村やりなさいというの、ちょっと何か高圧的な話になっちゃうのかもしれないけど、その辺は市町村との連携というか、相談をされているのかな。

山下防災危機管理課長

今回のあり方検討委員会におきましては、各市町村からの意見を聞きながら、その検討、御議論を進めていただいております。市町村からも情報の収集あるいは情報の発信を含めまして、応急対策の進め方、県との連携のあり方については、さまざまな御意見や御要望をいただいております。ですから、まず県としてできること、県として対応できることをまず改正をいたしまして、その上で市町村の対応が必要なものについては支援・助言していく、そのような対応を進めてまいりたいと考えております。

山下委員

わかりました。とにかく一生懸命しっかりやっただけなので、私は1点だけですね、今回の災害、雪の部分だったんですけど、災害協定を結びます。いろんなところがね、今、いろんな団体とか、企業さんとかで、大体どこも皆さん必要なときは一緒なんですよ。協定結んでも「すみません、ありません、もう出ちゃってます」とかね、だから、実際本当に実のある協定というものをこれから本当に結んでいかなきゃいけないし、山梨県の建設業協会の方々と協定を結んだってうちには機械1台もありませんということと災害協定結んだって意味がないわけですよ。かっこつけるようなもんじゃないですか、逆に言えば、そうでしょう。だから、そういうふうな具体的な部分もぜひとも建設業協会の皆さんに具体的に話をできるように、この先の話ですけどね、大いにそういうこともこれから検討していくべきじゃないかと思いますが、最後に御意見いただきたい。

山下防災危機管理課長

全ての協定機関かどうかそれは断定できませんけれども、いわゆる防災関係機関、この中には協定も締結をいただいております関係機関も含みますけれども、こういった機関からの連絡員の方を県の災害対策本部に派遣をさせていただきまして、該当する部局あるいは該当する事務局班の県の職員と一体になって応急対策を実施していく、具体的な対策を実施していく。そういう対応を、今後、これは提言を踏まえてでございますけれども、そういったことにつきましても検討しているところでございます。

(地方公会計制度について)

安本委員

地方公会計制度についてお伺いをしたいと思います。県の予算・決算は御承知のとおり単年度現金主義会計を採用していただきまして、県議会でもこれが非常に予算の審議、また決算の承認というふうなところについてもわかりやすいということで進めてきていますけれども、県の財政が非常に逼迫して厳しいということの中に例えば県の債務残高の幾らあると、こういう数字も1兆円とか、そういう話も出てきますが、じゃ、ストックはどれだけあるのかとか、債務残高とストックの比較、比率がどうなのかとか、また、ストックの中には耐用年数のあるものもあって老朽化がどれだけ進んでいるのか。そういったようなものも加味するともう少し財政の見方も変わってくるんじゃないかと、こういうような議論がありまして、今、国のほうで民間企業と同じように複式簿記を使って、発生主義会計として現行の会計制度、地方公共団体、国、補完しようという動きが始まっているというふうに承知をしてい

ます。まず初めにお伺いしたんですけれども、ちょっと私も述べましたが、地方公会計制度の整備、どのようなことを目指して目的にしているのか、一言では難しいかもしれませんが、簡潔に御説明をいただければと思います。

田中財政課長 今回の公会計の改革によりまして、例えばコストを見やすくするですとか、また、県の財務状況をわかりやすくすることが可能になると考えていまして、そういう点で説明責任をよりしっかり果たしていくことができる。また、もう一点としては財政の効率化や適正化にも資するという目的を持っていると考えております。

安本委員 ちょっと具体例がないとイメージが湧かないのかもしれないんですけれども、この話をしているとすごい長くなるので先に進めさせていただきたいと思いますが、国は総務省ですけれども、これまで平成18年度から2つのモデルを地方に示して、地方公会計の整備、要請をしてきておりますし、東京都では独自に進めてきたということもありますけれども、本県では平成18年度にモデルが示されてからどのように取り組まれてきたのかお伺いをしたいと思います。

田中財政課長 本県におきましては平成20年度決算からこの財務諸表4表というものを作成してきておりまして、2つモデルが示されておりますけれども、山梨県でとっておりますのは既存の決算統計のデータを用いて算定することができる、名前は総務省方式改訂モデルといいますけれども、その方式に基づいて諸表をつくってきております。

安本委員 財務諸表の4表の具体的な名称を教えてください。

田中財政課長 1つ目は貸借対照表になります。2つ目が行政コスト計算書でございまして、3つ目が純資産変動計算書、そして最後が資金収支計算書でございます。

安本委員 国のほうからそういう話があってこの4表をつくってきたということなんですけれども、何かそういうものによってわかったことというようなことがあるんでしょうか。

田中財政課長 特に基本的になりますけれども、バランスシートのほうで読み取れますのが、先ほど御指摘がありましたように借入金で8,000億円とか9,000億円とかある一方で、資産も多いということがわかっております。資産として有している額が多いので、純資産としては平成24年度で1兆8,000億円ぐらい数字上は出てきております。ただ、有している資産のほとんどが道路ですとか、公共施設のインフラ関係の有形固定資産になっておりまして、それを直ちに現金化して県の財政に足しにするといったことができないということもわかっております。

安本委員 そういう経過の中で、国では平成22年に今後の新地方公会計の推進に関する研究会というのを立ち上げて、何年かかけて研究してきておりまして、その報告書がことしの4月に取りまとめられたということで承知をしています。今後、地方に対しても統一的な基準で、今までのようなばらばらではなくて財務書類を作成するように要請するというですけれども、そのおおよそのスケジュールというのはどのようになっているのでしょうか。

田中財政課長 総務省からの要請は平成27年度～29年度までの間に、全ての地方公共団体において財務書類を整備するようという要請が予定されておりますので、山梨県で

も29年度までには作成をするようにしたいと考えております。

安本委員

私も県の情報関係のシステムの構築等にかかわりました。公有財産とか、財務会計の導入については私の手ではできなかつたんですけども、いろんな県外調査もさせていただきました。今回の議会に報告されています包括外部監査、その中で工作物についての公有財産、記載はされているけれども、価格がないといったような指摘もあったというふうに承知していますが、大変なことだなというふうに感じていますが、県として取り組むに当たってこういった課題があるということでお考えでしょうか。

田中財政課長

まず先ほど申し上げました有形固定資産が資産の中でかなりの部分を占めるという状況がございまして、その有形固定資産の計算を誤ると全然違う数字が出てまいりますので、そこを正確に把握するというのが重要だと考えております。そのためには固定資産台帳の整備というものを行う必要があります。固定資産台帳は土地・建物はもちろんですけども、県が有している全ての資産、例えばシステムとかリースとかも含めまして、そういったものを価格で把握をして、固定資産台帳として整備をするということが必要になります。それは非常に膨大な作業量がございまして期間もある程度かかると思います。また、もう一点課題があるとすれば、複式簿記の考え方を導入しますので、現在の財務会計システムを改修する必要があるという課題もございまして。

安本委員

余り細かい話は今は答弁いただけないと思うんですけども、私が想像してみても時間的にも作業量的にも、また予算も必要ですし、またこういったこれまでの会計と違って企業会計、複式簿記ということになると、人材的にもいろんな人材も必要になってくるのかなと思います。導入は大変だけれども、今この新地方公会計制度の導入を求めているということはメリット、役立つ面もあるんだろうなと思うところですけども、最初のほうの質問と重なってしまうかもしれませんが、こういった帳票がきちんと出てくればどういうふうに県の財政運営の中で活用されているのか、この点についてお伺いしたいと思います。

田中財政課長

メリットとしましては、1つ目はコスト意識の徹底が図れるのではないかと考えております。先進県であります東京都では大分前からこうした分析を行っていますけれども、例えば救急出動1回で4万5,000円かかっているという数字が出ていますが、これを高いと見るか低いと見るか、こういったことについてコスト分析ができるのではないかと考えております。また、もう一点としては有形固定資産等について固定資産台帳をつくりましますけれども、資産をきっちり把握するということがつながりますので、資産の適正な管理ということも推進できると考えております。

安本委員

終わりたいと思いますけれども、これから具体的なマニュアルが国のほうから示されることになると聞いていますが、これは全庁的な問題だと思いますので、それぞれの部署とよく連携をとって早め早めの手を打って進めていただきたいということを、これはお願いをして質問を終わります。

田中財政課長

平成29年度までに確実に整備できるように取り組んでまいりたいと考えております。

その他

- ・総務部関係の所管事項の冒頭管財課長から委員会室棟建設予定地の発掘調査に伴う遺構の状況及び建設見込みについて説明があった。
- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告並びに調査報告書の作成及び調査報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については、配付資料のとおり決定された。
- ・閉会中に実施する県外調査の日時、場所等の決定は委員長に委任され、9月2日から4日の間実施することし、場所等については後日通知することとした。

以 上

総務委員長 白壁 賢一